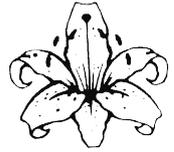


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 9 月 3 日 (金曜日)

定期 第 237 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ
〇規則	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康医療・医療危機対策本部室)	481
公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (健康医療・生活衛生課)	482
〇告示	
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効 (健康医療・薬務課)	483
都市計画の変更 (県土整備・都市計画課)	483
都市計画事業の事業計画の変更認可 (県土整備・都市計画課)	483
土地区画整理組合の設立認可 (県土整備・都市整備課)	483
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	484

〇公告	
農業振興地域の区域変更 (環境農政・農地課)	484
都市計画の変更の案の縦覧 (県土整備・都市計画課)	484
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	484
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	484
開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	485
道志川及び津久井湖における投網による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間 (内水面漁場管理委員会)	485
令和 3 年度第五種共同漁業の目標増殖量等 (内水面漁場管理委員会)	485
〇入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・県立図書館)	485
〇正誤	486

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 日
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第67号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則 (平成19年神奈川県規則第29号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「第12条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を、「こと」の次に「(法第 6 条第 7 項第 3 号に掲げる新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を加え、同条第 2 号中「第12条第 4 項」を「第12条第 6 項 (法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第 3 号中「同条第 5 項」を「法第 7 条第 1 項及び第13条第 7 項」に改め、同条第 4 号中「第14条第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 号中「第15条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の次に次の 4 号を加える。

(5)の 2 法第15条第 3 項 (法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、職員に一類感染症の患者等に対し検体等を提出し、若しくは職員による検体の採取に応じることが求めさせ、又は保護者に対し検体を提出し、若しく

は職員による検体の採取に応じさせるべきことを求めさせること。

(5)の 3 法第15条第 8 項 (法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、特定患者等に対し、質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。

(5)の 4 法第15条第10項本文 (法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、法第15条第 8 項の命令を受ける者に対し、命令をする理由その他の事項を書面により通知すること。

(5)の 5 法第15条第11項 (法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、法第15条第 8 項の命令を受けた者に対し、命令をする理由その他の事項を記載した書面を交付すること。

第 1 条第 6 号中「第15条の 2 第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 7 号中「第15条の 3 第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 8 号中「第15条の 3 第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 9 号中「第16条の 3 第 1 項本文」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第10号中「第16条の 3 第 1 項ただし書」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第11号中「第16条の 3 第 3 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第12号及び第13号中「(法) の次に「第 7 条第 1 項、」を加え、同条第14号中「第17条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第15号中「第17条第 2 項」の次に「(法第 7 条

この公報は再生紙を使用しています

第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第16号中「第18条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第17号中「第18条第 3 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、「同条第 2 項」を「法第18条第 2 項」に改め、同条第18号中「第18条第 4 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、「同条第 2 項」を「法第18条第 2 項」に改め、同条第19号中「第18条第 5 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第20号中「第18条第 6 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、「同条第 1 項」を「法第18条第 1 項」に改め、同条第21号から第37号までの規定中「第26条」を「第 7 条第 1 項並びに第26条第 1 項及び第 2 項」に改め、同条第38号中「第24条第 3 項第 1 号」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第39号から第41号までの規定中「第26条及び」を「第 7 条第 1 項、第26条第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、同条第42号中「第26条の 3 第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第43号中「第26条の 3 第 3 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第44号中「第26条の 4 第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第45号中「第26条の 4 第 3 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第46号中「第27条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第47号中「第27条第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第48号中「第28条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第49号中「第28条第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第50号中「第29条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第51号中「第29条第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第52号中「第30条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第53号中「第30条第 2 項ただし書」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第54号中「第35条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、「同項」を「法第35条第 1 項」に改め、同条第55号中「第36条第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第56号中「第36条第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第57号中「第37条第 3 項 (法)」を「第37条第 4 項 (法第 7 条第 1 項及び)」に改め、同条第58号中「第37条の 2 第 2 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第59号中「第37条の 2 第 3 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第60号中「第44条の 3 第 1 項」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加え、「求めること」を「求め、及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めること」に改め、同条第61号を次のように改める。

(6) 削除

第 1 条第62号中「(法」の次に「第 7 条第 1 項及び」を、「こと」の次に「(法第 6 条第 7 項第 3 号に掲げる新型コロナウイルス感染

症に係るものを除く。))」を加え、同条第68号中「当該感染症」を「当該新感染症」に改め、同条第80号中「報告を」の次に「求め、及び当該新感染症の感染の防止に必要な協力を」を加え、同条第81号中「同条第 1 項の規定により報告を求めた者に対し、」を「新感染症の所見がある者に対し、健康状態について報告を求め、及び当該」に改め、同条第84号中「第56条第 1 項後段」の次に「(法第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。))」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 3 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川規則第68号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則 (昭和48年神奈川規則第72号) の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、営業者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類のうち、変更がないものの添付を省略することができる。

第 4 条中「営業許可書並びに」を削る。

第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「とき。」を「とき」に改め、「及び営業許可書」を削り、同項第 3 号を削る。

第 8 条中「(第 6 号様式)」を削る。

第 1 号様式 (表) 中

所在地		を
名称		

申請区分	1 新規 2 譲受け	に、
所在地		
名称		
譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨	私は、上記の公衆浴場の営業を 年 月 日に譲り受けました。 上記の記載は、事実に相違ありません。 年 月 日 譲渡人氏名 (署名)	

営業開始予定年月日	年 月 日	を
	手数料徴収欄 (この欄は、申請者は記入しないでください。)	

営業開始予定年月日	年 月 日	に
-----------	-------	---

改め、同様式 (裏) 中

構造	造 階建	敷 地 面 積	平方メートル
----	------	---------	--------

建物の概要	建築面積	平方メートル	建築延べ面積	平方メートル
	間 口	メートル	奥 行	メートル
			脱衣室	メートル
			浴室	メートル

譲受の場合の構造設備等(使用水の種類を除く。)の変更		有 ・ 無	
建物の概要	構 造	造 階建	敷 地 面 積
	建築面積	平方メートル	建築延べ面積
			平方メートル

改め、同様式(裏)に備考として次のように加える。

- 備考 1 譲受の場合には、表面の「公衆浴場の種類」、「公衆浴場の種別」及び「工事完成予定年月日」の各欄並びに裏面の各欄(「使用水の種類」の欄を除く。)のうち、変更がないものの記入を省略することができます。
- 2 上記1により記入を省略する場合には、表面の「譲受の場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡人が署名してください。ただし、譲り受けたことを証する書面(契約書の写し等)を添付することにより、記入及び署名に代えることができます。

第6号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第568号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定は、次のとおり効力を失う。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類(通称名 5F-EMB-PICA、EMB-2201)
- (2) 化学名 2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-オン及びその塩類(通称名 2-Thiothione、βk-MPA)
- (3) 化学名 2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類(通称名 α-PCYP)

2 失効の理由

1の知事指定薬物が神奈川県薬物濫用防止条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

令和3年9月4日

を
に

神奈川県告示第569号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

なお、当該都市計画の図書は、神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び綾瀬市都市部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

綾瀬都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域に追加する部分

綾瀬市早川字山王原、字嫁ヶ久保及び字上原地内

(2) 市街化調整区域に追加する部分

なし

神奈川県告示第570号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成30年神奈川県告示第493号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

綾瀬市

2 都市計画事業の種類及び名称

綾瀬都市計画下水道事業第1号公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年3月25日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

綾瀬市早川字市兵衛谷、字久保、字新堀淵、字伊勢山、字武者寄及び字峰山並びに吉岡字宮ノ際地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第571号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 組合の名称

綾瀬市早川中央土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和3年9月3日から令和6年10月31日まで

3 施行地区

綾瀬市早川字山王原、字嫁ヶ久保及び字上原並びに早川城山

四丁目の各一部

4 事務所の所在地

綾瀬市早川1, 629番地

5 設立認可の年月日

令和3年9月3日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示板及び綾瀬市役所の掲示板に掲示するものとする。

神奈川県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、令和3年9月3日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

相模原大磯

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
厚木市愛名字宮地381番3から	旧	8.4メートルから	30メートル
同 416番2まで		13.6メートルまで	
同	新	8.4メートルから 15.7メートルまで	同

公 告

農業振興地域の整備に関する法律第7条第1項の規定により、綾瀬農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

綾瀬市早川の区域につき別図のとおり

（「別図」は省略し、その図面は神奈川県環境農政局農政部農地課及び神奈川県県央地域県政総合センター農政部農地課において縦覧に供します。）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和3年9月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

座間都市計画公園7・5・1号谷戸山公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

座間市入谷東一丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び座間市都市部都市計画課

4 縦覧期間

令和3年9月3日から同月17日まで

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月3日

神奈川県平塚土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町岡田5-2, 802の1ほか10筆
開発区域の面積	770.07平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町岡田1-6の3
開発許可を受けた者の氏名	株式会社THコーポレーション 代表取締役 永井 孝親
開発許可年月日及び許可番号	令和3年5月7日 神奈川県指令平土第610005号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月3日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	座間市座間2-2, 753の1ほか5筆
開発区域の面積	713.99平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市大和南2-2の6
開発許可を受けた者の氏名	有限会社日本ホームカンパニー 代表取締役 新倉 信雄
開発許可年月日及び許可番号	令和3年4月30日 神奈川県指令厚土東第610004号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 3 年 9 月 3 日

神奈川県県西土木事務所長 笠 間 順

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金手東原996の2ほか1筆の各一部
開発区域の面積	28.38平方メートル
開発許可を受けた者の住所	小田原市下大井392
開発許可を受けた者の氏名	宗教法人妙泉寺 代表役員 石井 辨英
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 2 月 2 日 神奈川県指令西土第610035号

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 3 号

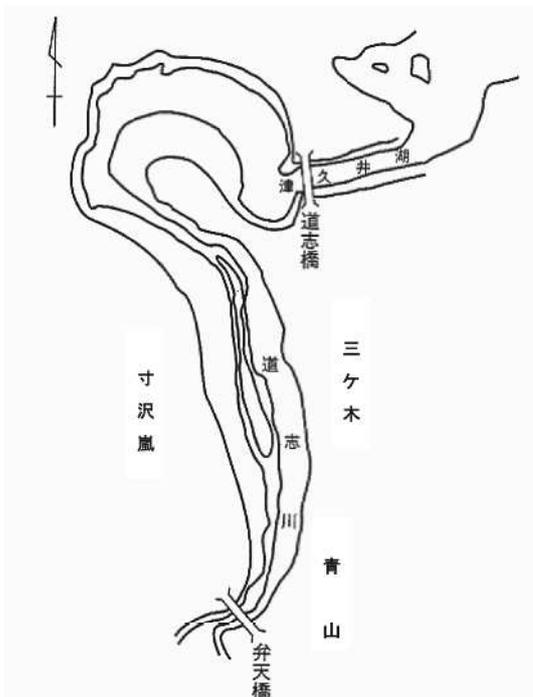
漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、道志川及び津久井湖における投網使用による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。

令和 3 年 9 月 3 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

- 1 採捕の禁止区域
弁天橋橋脚 downstream から道志橋上流端までの区域
- 2 採捕の禁止期間
令和 3 年10月 1 日から令和 4 年 9 月30日まで

(略 図)



内共第 5 号第五種共同漁業に係る令和 3 年度の目標増殖量等について、次のとおり定めました。

令和 3 年 9 月 3 日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

漁業権番号	漁業権者名	魚種	増殖方法	目標増殖量等
内共第 5 号	芦之湖漁業協同組合	ひめます	放流	250kg
		やまめ	放流	500kg
		にじます	放流	10,000kg
		ブラウントラウト	放流	800kg
		いわな	放流	100kg
		うぐい	産卵場造成	2 か所、140㎡
		おいかわ	産卵場造成	2 か所、180㎡
		ふな	産卵場造成	2 か所、3.24㎡
		こい	産卵場造成	2 か所、140㎡
		わかさぎ	人工ふ化放流	3 億粒
		オオクチバス	放流	1,705kg
	産卵場造成	20か所、7.2㎡		

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年 9 月 3 日

神奈川県立図書館長 南 雲 正 二

- 1 調達内容
 - (1) 件名
神奈川県立図書館資料移転等業務委託
 - (2) 履行期間
契約締結日から令和 4 年 8 月31日まで
 - (3) 履行場所
神奈川県立図書館
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
 - (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「その他の業務請負等委託」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
 - (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
 - (4) 過去 5 年以内に、公共図書館又は大学図書館において 1 契約当たり 50 万冊以上の資料移転及び配架業務（配架シミュレーション図の作成を含む。）の実績を有すること。
 - (5) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、

次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ (神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階) へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 3 年 9 月 28 日 (火) 正午

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号 220-8585 横浜西区紅葉ヶ丘 9 番の 2 神奈川県立図書館管理課 鈴木 健介 電話 (045) 263-5900

(2) 入札説明書の交付期間

令和 3 年 9 月 3 日 (金) から同月 28 日 (火) まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 3 年 9 月 28 日 (火) 午後 5 時までに 3 の (1) の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県立図書館管理課において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

令和 3 年 10 月 7 日 (木) 午前 9 時から同月 15 日 (金) 午前 11 時まで

(2) 開札日時

令和 3 年 10 月 15 日 (金) 午前 11 時 30 分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 10 月 15 日 (金) 午前 11 時までに到着するよう 3 の (1) の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入

札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be required : Measuring and recording of library materials, creating transportation and layout plan, accurate transportation based on simulation, etc.

(2) Time limit of tender : 11 : 00 a.m. October 15, 2021

(3) Contact point for the notice : Suzuki Kensuke, Administration Section, Kanagawa Prefectural Library, Momijigaoka 9-2, Nishi-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 220-8585 Japan, Tel (045) 263-5900

正 誤

令和 3 年 8 月 13 日 定期第 231 号

県土整備・砂防海岸課

ページ	欄	行 目	誤	正
454	右	下から 6	1,762	1,363